所得税、市・県民税など 税の申告はお早めに

２月17日～３月17日、産業振興センターで、令和６年分所得税および復興特別所得税などの確定申告の相談・受け付けを行います。同センターでは市・県民税の申告の受け付けは行いません。７年度市・県民税の申告は３月17日まで、郵送や市役所２階市民税課窓口で受け付けます。郵送での提出に協力を。

所得税など

所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税（個人事業者）、贈与税の申告の相談・受け付けを左表の通り実施します。

確定申告は正しくお早めに

期限近くになると会場が大変混み合います。早めの申告を。

▽令和６年分の所得税および復興特別所得税の確定申告＝２月17日～３月17日▽６年１月１日～12月31日の課税期間における消費税および地方消費税の確定申告＝３月31日㈪まで▽６年分の贈与税の申告＝２月３日～３月17日――です。

申告相談会場の入場には整理券（当日配付かLINE（ライン）を通じたオンライン事前発行）が必要です。配付状況によっては、後日の来場となる場合があります。会場では、原則スマートフォンによる確定申告書の作成となります。来場される場合は▽マイナンバーカード読み取り対応スマートフォン▽マイナンバーカード▽マイナンバーカードのパスワード２種類（署名用と利用者証明用）を持参して、事前にスマートフォンにマイナポータルアプリのインストールを。

税務署での相談は事前予約を

１月31日㈮まで伊丹税務署で実施している「所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税（個人事業者）、贈与税の申告の相談」は、電話での予約が必要です。

㊂伊丹税務署☎779・6121（自動音声案内）へ。

いつでもどこでもスマホで申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンやタブレットで所得税および復興特別所得税の確定申告書を作成することができます。

詳しくは国税庁ホームページ「下二次元コード」から読み取り可）へ。

＊　＊

令和７年度市・県民税の申告を郵送や市役所２階の市民税課窓口で受け付けています。早めの手続きを。

◎市・県民税の申告が必要な人

１月１日現在、市内に在住し▽前年中に所得があった▽勤務先から給与支払報告書の提出がない▽給与所得以外に年金、恩給がある▽年金、恩給を受け、社会保険料や生命保険料などの控除を受ける▽※市内に事業所か家屋敷があり、市外に住所がある――人など。

※所得税の確定申告をする人は、市・県民税の申告をする必要がありません（※に該当する場合除く）。

◎申告に必要なもの

マイナンバーカードか通知カードと本人確認書類、所得の証明となるもの（令和６年中の源泉徴収票や給与支給明細書など）と▽社会保険料控除（国民健康保険、国民年金、介護保険の支払った額など）▽生命保険料控除▽医療費控除▽地震保険料控除▽平成18年12月31日までに締結した旧長期損害保険料控除▽寄附金税額控除――などがある場合は同領収書か証明書。

◎郵送での申告に協力を

市・県民税の申告は郵送が便利です。申告書の書き方が分からない場合は、申告書作成依頼書（市ホームページからダウンロード可）の提出があれば、添付資料を基に職員が申告書を作成します。

昨年５月末までに市・県民税の申告を行っている人には、１月下旬に、市市民税課から申告書と申告書作成依頼書を併せて送付します。

申告書か申告書作成依頼書に必要事項を記入し、マイナンバーカードの写しか通知カードと本人確認書類の写し、必要書類を添えて、３月17日までに郵送（必着）で〒664・8503伊丹市役所市民税課へ。

【市役所に直接持ち込みの場合】市役所２階の市民税課でも受け付けは行っていますが、混雑回避のため、記入済みの申告書の受け付け、申告書作成依頼書の記入と添付資料の預かりのみの対応になります。

㊂市市民税課☎784・8022。

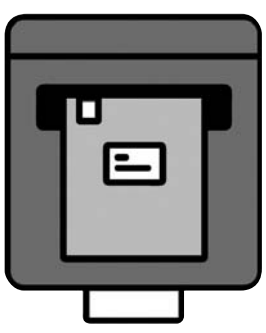

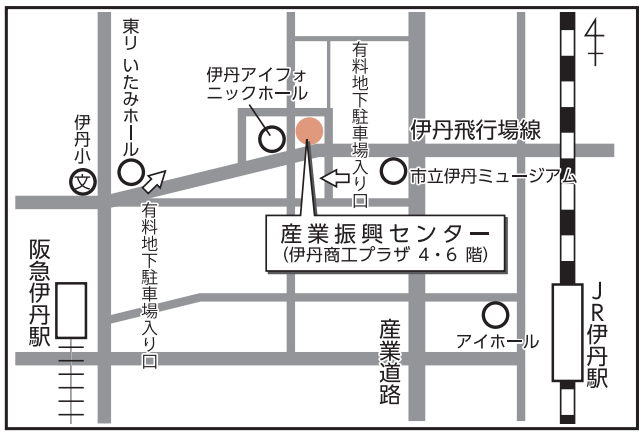

令和６年分所得税などの申告の相談・受け付け

会場	日程	時間
産業振興センター	２月17日～３月17日（土・日曜、祝日除く。ただし、３月２日㈰は開設）	午前８時半～午後４時（相談開始は午前９時から）※相談受け付けは早めに終了する場合があります。

専用駐車場、駐輪場はありません。公共交通機関を利用してください。

市・県民税

各種控除など 手続きをお忘れなく

確定申告が不要でも市・県民税の申告が必要な場合あり

確定申告をしていない場合は、市役所に届いている年金資料などで課税が決定されます。社会保険料や医療費など控除に加えるものがあれば、確定申告が不要でも市・県民税の申告をすることで、市・県民税が減額になる場合があります。

㊂市市民税課☎784・8022。

1月31日まで償却資産の申告を

市内に事業用の償却資産を持つ人は、個人・法人を問わず、毎年１月１日現在の償却資産の内容を市に申告しなければなりません。

申告の内容は、償却資産の所在地、種類、数量、取得年月、取得価額、耐用年数などで、令和６年中に資産の増減がない場合でも申告は必要です。

また、新たに申告する場合は、全資産の申告が必要です。

申告書は、市役所２階の資産税課で配布します。１月31日までに提出を。

㊂市資産税課☎784・8023。

高齢者の障害者控除該当者は認定申請を

65歳以上で介護認定（要支援１・２、要介護１～５）を受けている人（昨年12月31日現在）は、障害者手帳の交付を受けていなくても申請により「障害者控除対象者認定書」の交付で、障害者控除が受けられます。

対象の高齢者が税制上の控除対象配偶者や扶養親族に該当する場合でも対象になります。

ただし、介護保険の認定申請に際し「総合事業対象者」と判定された人は、障害者控除対象者認定は受けられません。

認定書が必要な人は、対象高齢者の介護保険証（写し可）と窓口に来る人の本人確認書類を持って直接か電子申請（下二次元コードから読み取り可）を。

詳しくは、市ホームページで確認を。

㊂市地域・高年福祉課☎784・8099。

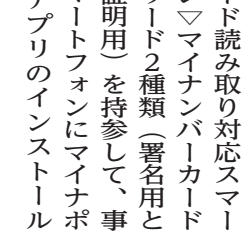

所得がない人も申告を就学援助などの申請

小・中学校就学援助や特別支援教育就学奨励費の申請・認定には、同一世帯内（乳幼児・小・中学生除く）で所得がない人も収入の申告が必要な場合があります。

㊂市教委学校教育課☎784・8086。

おむつ代医療費控除の取り扱いが一部変更されます

確定申告でおむつ費用の医療費控除を受ける場合、寝たきりの状態で治療上おむつの使用が必要な人については、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

これまで同控除の確定申告が２年目以降の場合に限り、介護保険の要介護・要支援認定時の主治医意見書で記載要件を満たす人については、市が発行する「おむつ代の医療費控除に係る確認証明書」を代わりに添付する手続きが可能でしたが、令和６年以降の年分より、同控除の申告が１年目でも証明書の手続きの簡素化が認められます。

要介護認定時の主治医意見書の記載により▽尿失禁発生の可能性がある――ことが確認できた場合に限り「おむつ代の医療費控除に係る確認証明書」を発行します。市役所１階の介護保険課で申請を。

㊂市介護保険課☎784・8037。

お正月プレゼント企画 答えを発表

本紙１月１日号４面「お正月プレゼント企画」の答えは、【クイズ１】４、【クイズ２】６（せんぞ、いもじ、みどりがおか、やまだ、ごがつか、くちさかい）でした。

たくさんのご応募ありがとうございました。当選者には順次プレゼント発送します。

市広報・シティプロモーション課☎784−8010